

市民活動推進センターの登録に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、生駒市市民活動推進センター運営規程第3条の規定に基づき、生駒市市民活動推進センター(以下「センター」という。)の円滑な運営及びボランティア団体等の育成のため、センターの登録に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(登録の要件)

第2条 センターに登録しようとする団体は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 市民公益活動を行い、又は行う意思のある団体であること。ただし、会員向けの互助活動のみを行う団体は除く。
- (2) 市民公益活動は、公共性、社会性があり、政治的、宗教的、営利的(収益を会員に分配する)目的がないこと。
- (3) 生駒市内に活動拠点を有し、代表者が明確であり、団体の活動内容を公表できること。
- (4) 年間を通じて市民公益活動を行っていること。
- (5) 団体構成員が5名以上で、過半数が市内在住、在勤又は在学者であること。
- (6) センターと連携をとるとともに、センターの行う事業に協力すること。

(登録の手続)

第3条 センターに登録しようとする団体は、次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 市民活動推進センター登録申請書(様式第1号)
- (2) 規約又はそれに準ずるもの
- (3) 会員名簿
- (4) 会の活動内容が分かる書類

2 センターへの登録は単年度とする。ただし、翌年度も引き続き登録しようとする団体は、次の前項の規定に関わらず、次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 市民活動推進センター更新申請書(様式第2号)
- (2) 会員名簿
- (3) 前年度の活動が分かる書類

(登録の決定)

第4条 センターへの登録の決定は、市民活動登録団体代表委員会の確認を経て、市長が決定する。

2 前項の規定は、前条第2項の規定に基づく決定を行う場合も同様とする。

(登録の抹消)

第5条 登録の決定を受けた団体は(以下「登録団体」という。)、次の各号の場合に登録を抹消されるものとする。

- (1) 登録の抹消の申し出があったとき。
- (2) 第2条に定める要件が欠けたとき。
- (3) 登録団体がセンターの名誉を毀損し、又はその趣旨の反した活動があったとき。
- (4) 登録の手續に不備があったとき。

(登録の支援内容)

第6条 登録団体は、次の各号の支援を受けることができるものとする。

- (1) センターによる広報活動等の支援を受けること。
- (2) センターの研修室、事務機器、その他の機器を使用できること。

附 則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月5日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年1月20日から施行する。